

## 茨城工業高等専門学校ソフトウェア管理規程

〔平成28年9月29日〕  
制 定

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構ソフトウェア管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第94号）（以下、「機構規則」という。）に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるソフトウェアの利用及び適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ソフトウェア管理責任者)

第2条 機構規則第5条により、本校のソフトウェア管理に責任を持つものとして、ソフトウェア管理責任者を置き、校長をもって充てる。

### (ソフトウェア管理担当者)

第3条 機構規則第6条に基づき、ソフトウェア管理責任者が指名するソフトウェア管理担当者（以下「管理担当者」という。）及びその管理する範囲は、別表のとおりとする。

2 前項で定める各管理担当者を総括するソフトウェア総括管理担当者（以下「総括管理担当者」という。）は、学術総合情報センター長をもって充てる。

3 ソフトウェア管理担当者の指名に基づき、ソフトウェア管理担当補助者をおくことができる。（購入手続き）

第4条 教職員等がソフトウェアを購入する場合は、管理担当者の許可を得て、発注担当部署に購入依頼を行うものとする。

### (管理)

第5条 機構規則第8条第1項で規定する検品は、納品担当部署が行うものとし、管理担当者は納品状況を常に把握するものとする。

2 管理担当者は、機構規則第8条に基づき、ソフトウェアのオリジナルディスク、使用許諾契約書及びライセンス証明書等の適切な管理を行うものとする。

### (報告)

第6条 管理担当者は、機構規則第9条の様式に基づき、管理責任者が定める時期に、ソフトウェアの導入状況を、総括管理担当者へ報告するものとする。

2 総括管理担当者は、報告の結果、著作権を侵害する行為があると認められたときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

### (事務)

第7条 この規程に関する事務は、学術総合情報センター及び総務課総務係において処理する。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年9月29日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

学科等	ソフトウェア管理担当者	管理範囲
各系及び各部	学術総合情報センター 運営委員会委員	当該系等において管理する ソフトウェア
専攻科	副校長（専攻科長）	専攻科において管理する ソフトウェア
学術総合情報センター	学術総合情報センター長	学術総合情報センターにおい て管理するソフトウェア
地域連携センター	地域連携センター長	地域連携センターにおいて管 理するソフトウェア
技術教育支援センター	技術教育支援センター長	技術教育支援センターにおい て管理するソフトウェア
学生健康センター	学生健康センター長	学生健康センターにおいて管 理するソフトウェア
グローバル教育センター	グローバル教育センター長	国際センターにおいて管理す るソフトウェア
ダイバーシティ推進センター	ダイバーシティ推進センター 長	ダイバーシティ推進センター において管理するソフトウェ ア
総務課	総務課長	総務課において管理する ソフトウェア
学生課	学生課長	学生課において管理する ソフトウェア（学生会を含む）